

J A 横浜は、
担い手組合員をサポートし、

「みんながHAPPY」を実現します！



横浜農業強化対策支援事業 助成金

令和7年6月1日より受付開始 !!

本則申請

- ① 農業用施設や設備の設置・改修
- ② 農業関連什器備品・農業用機械等の購入 等

事業費（税抜）の 10%
を助成します!!（上限 30 万円）

特則申請

観光農園事業にかかる費用が対象です

- ① 看板・ポスター・チラシ・ホームページ制作費 等
- ② 消毒用アルコール・手洗い用せっけん等の購入 等

事業費（税抜）の 30%
を助成します!!（上限 30 万円）

※本助成金の詳細は裏面をご覧ください

「横浜農業強化対策支援事業 助成金」概要

項 目		内 容	
		【本則申請】	【特則申請】
1	助成対象事業	担い手の農業所得向上を目的とした下記に該当する事業 ①農業用施設・設備の設置・改修 ②農業関連什器備品・農業用機械等の購入 等 ※農業以外に転用可能な車両・機械等は対象外です。 ※下記の事業は上記①②に該当しません。 ・住居兼農業用施設の住居部分 ・圃場の形質変更を行う工事（土留め工事、擁壁設置工事等） ・原状回復を目的とした修理費（農業関連什器備品・機械等の修理費） ・宣伝広告費（チラシ・ポスター等消耗品の作成など） ・解体費、処分費、送料、消耗品費等の助成対象事業の本体価格に該当しない費用	本則申請に該当しない観光農園の集客・運営にかかる下記事業 ①広告費（看板・ポスター・チラシ・ホームページ制作費等） ②消耗品費（消毒用アルコール・手洗い用せっけん等） ③その他、当組合が認めたもの ※下記に関する費用は上記①②③に該当しません。 ・本則対象事業費 ・人件費、運転資金、作業工賃、送料、処分料、食料品等 ・販売品仕入れにかかる費用等
2	対象者	下記のいずれかに該当する組合員本人（正・准）及びその組合員が代表を務める法人または団体 ①作目別部会員 ②支部組織加入者 ③出荷者登録者 ④農業所得申告者 ⑤農業の青色事業専従者	
3	助成期間	令和7年6月1日～令和10年3月31日 ※令和7年4月1日～令和10年3月31日までに支払が完了したものが対象。 ※事業費支払後、1年を経過した事業は対象外となります。 ※本助成金の申請期限は令和10年5月31日となります。	
4	助成内容	※ 同一人への助成は「3. 助成期間」内に1回のみです。 ①事業費（購入・建築設置費用等）の一部を助成 ※助成対象事業は1事業のみです。 ②事業費（税抜）10万円以上 ③助成金額：事業費（税抜）の10%（千円未満切捨て） ④上限金額：30万円	※ 同一人への助成は「3. 助成期間」内に1回のみです。 ①事業費（広告費・消耗品費等）の一部を助成 ※複数事業の合算にて申請可能です。 ②事業費（税抜）1万円以上 ③助成金額：事業費（税抜）の30%（千円未満切捨て） ④上限金額：30万円
5	その他	①公的補助金およびその他当組合以外の助成金との併用可能です。 ②助成金交付の可否にあたり、事業内容等の審査を行います。 ③助成申請にあたり、請求書や領収書等の提出が必要です。 ④実施（購入）した助成対象事業の写真が必要となります。	⑤本助成金は、事業費支払い後の申請となります。 ⑥助成金は、受け取った年の『農業の雑収入（法人は益金）』です。 ⑦本則申請と特則申請はあわせて申請可能です。

【お問い合わせ先】

①お近くの支店 ②営農インストラクター ③営農部 営農支援課 TEL：045-805-6612 FAX:045-804-7808

